

現状

近年、司法書士・土地家屋調査士を取り巻く状況が大きく変化

- (例) ✓ 簡易裁判所における訴訟代理や成年後見・財産管理業務への司法書士の関与が大幅に増加
- ✓ ADR 手続における代理や登記所備付地区の作成等の分野において、土地家屋調査士の活躍の場が拡大
- ✓ 空家問題・所有者不明土地問題への対応、自然災害における復興支援等に、それぞれ専門家として参画



➔ 業務範囲の拡大や活動範囲の広域化に伴い、司法書士・土地家屋調査士の制度について、以下の課題に対応する必要

課題① 専門家としての使命を明確にする必要

課題② 現状に即して、懲戒手続をより合理化する必要

課題③ 一人法人を認めることによる多様なニーズへの対応が必要

改正の概要

近年の状況の変化を踏まえ、司法書士法・土地家屋調査士法について、所要の改正を行う。

① 使命の明確化

司法書士・土地家屋調査士について、**専門家としての使命を明らかにする規定を設ける。** 司1条・調1条

* 規定のイメージ

▶ 司法書士

「司法書士は、司法書士法の定めるところによりその業務とする登記、供託、訴訟その他の法律事務の専門家として、国民の権利を擁護し、もって自由かつ公正な社会の形成に寄与することを使命とする。」

▶ 土地家屋調査士

「土地家屋調査士は、不動産の表示に関する登記及び土地の筆界を明らかにする業務の専門家として、不動産に関する権利の明確化に寄与し、もって国民生活の安定と向上に資することを使命とする。」



② 懲戒手続の適正・合理化

②-1 懲戒権者を法務大臣に変更

懲戒権者を「法務局又は地方法務局の長」から「法務大臣」に変更 司47条・調42条等
 ➔ 多様な事案について、法務大臣の一元的な指揮の下で、より適正・迅速な懲戒を実現

②-2 除斥期間を新設

懲戒事由の発生から7年経過後は、懲戒手続を開始しない制度（除斥期間）を新設
 ➔ 防御のための長期にわたる資料保管等の負担を軽減 司50条の2・調45条の2

②-3 戒告処分における聴聞を保障

戒告処分(*)においても聴聞手続を必須に
 ➔ 戒告処分の影響に鑑み、手続保障を充実
 (*): 戒告処分：再びあやまちなないように戒める処分。業務停止等の効果はない。 司49条3項・調44条3項

②-4 懲戒手続中に清算が終了した法人への懲戒処分を可能に

清算が終了した司法書士法人・土地家屋調査士法人への懲戒を可能に 法務省
 ➔ 懲戒逃れを防止 司48条2項・調43条2項

③ 一人法人の可能化

社員が一人の司法書士法人・土地家屋調査士法人の設立を可能とする。 司44条・調39条等

➔ 法人運営に関する多様なニーズに対応



* その他

▶ 施行日

公布の日から起算して**1年6月**を超えない範囲において政令で定める日

▶ 経過措置

- ・ 施行の際に懲戒手続が開始されていない場合には、新法施行前の事案にも、**新法の除斥期間を適用**
- ・ 新法施行前に社員が一人になって解散した法人についても、解散後3年以内は、**法人を継続することを許容** など

司法書士の現況

▶▶▶ 現員数

22,652人 (*司法書士法人の数：688法人)

▶▶▶ 主な業務

★登記・供託に関する手続の代理

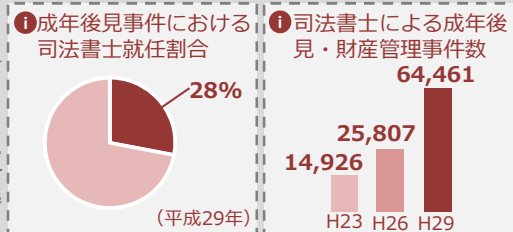
- ✓ 具体的には、不動産の権利に関する登記(例：相続登記等)、商業・法人登記(例：会社設立等)、供託等の申請の代理など。
- * 司法書士は、近年、**所有者不明土地問題の解消**に向け、**相続登記の促進**や**相続人調査**等においても活躍。

★裁判所提出書類の作成や簡易裁判所における訴訟代理等

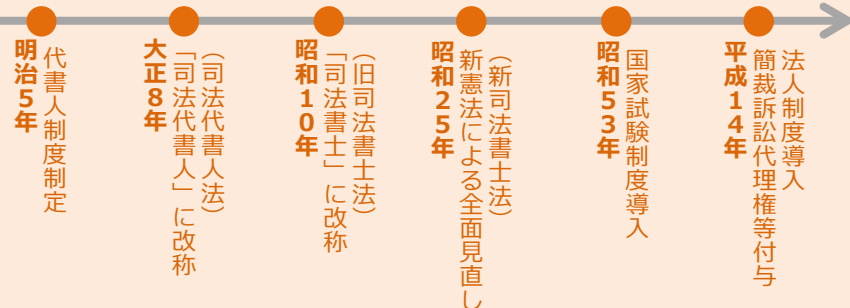
- ✓ 法務大臣の認定を受けた司法書士(17,029人)は、簡易裁判所における訴訟代理等を行うことができる(H14~)。
- ✓ 全国50の司法書士会のうち31会が、ADR手続(裁判外での話し合いによる紛争解決の手続)を実施する「調停センター」を開設し、法務大臣の認証を受けている。

★成年後見業務、財産管理業務

- ✓ 司法書士を後見人候補者として紹介することなどを主な事業とする「(公財)成年後見センター・リーガルサポート」が平成11年に設立。
- ✓ 近年、復興事業に伴う用地取得等の際に、**不在者財産管理人・相続財産管理人**としても活躍。



▶▶▶ 沿革



土地家屋調査士の現況

▶▶▶ 現員数

16,737人 (*土地家屋調査士法人の数：252法人)

▶▶▶ 主な業務

★表示に関する登記に必要な土地・家屋に関する調査・測量、表示に関する登記の申請の代理

- ✓ 表示に関する登記とは、不動産の物理的現況を示すため、登記記録の「表題部」に記録される登記(例：地積、床面積、所有者等)。
- * 土地家屋調査士は、近年、**登記所備付地図作成作業**の実施、**空家や所有者不明土地の調査**、被災地の建物の滅失調査等による**復興支援**等においても活躍。



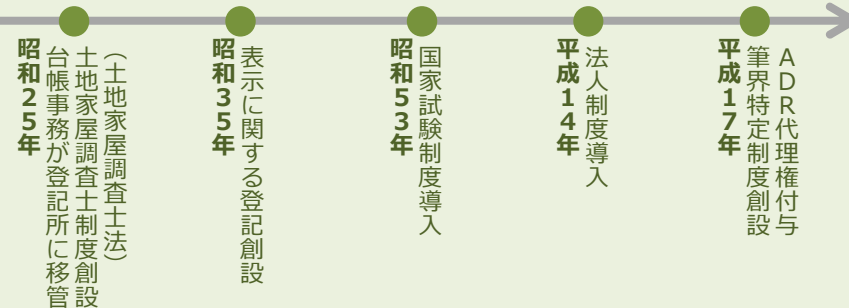
★筆界特定の手続の代理

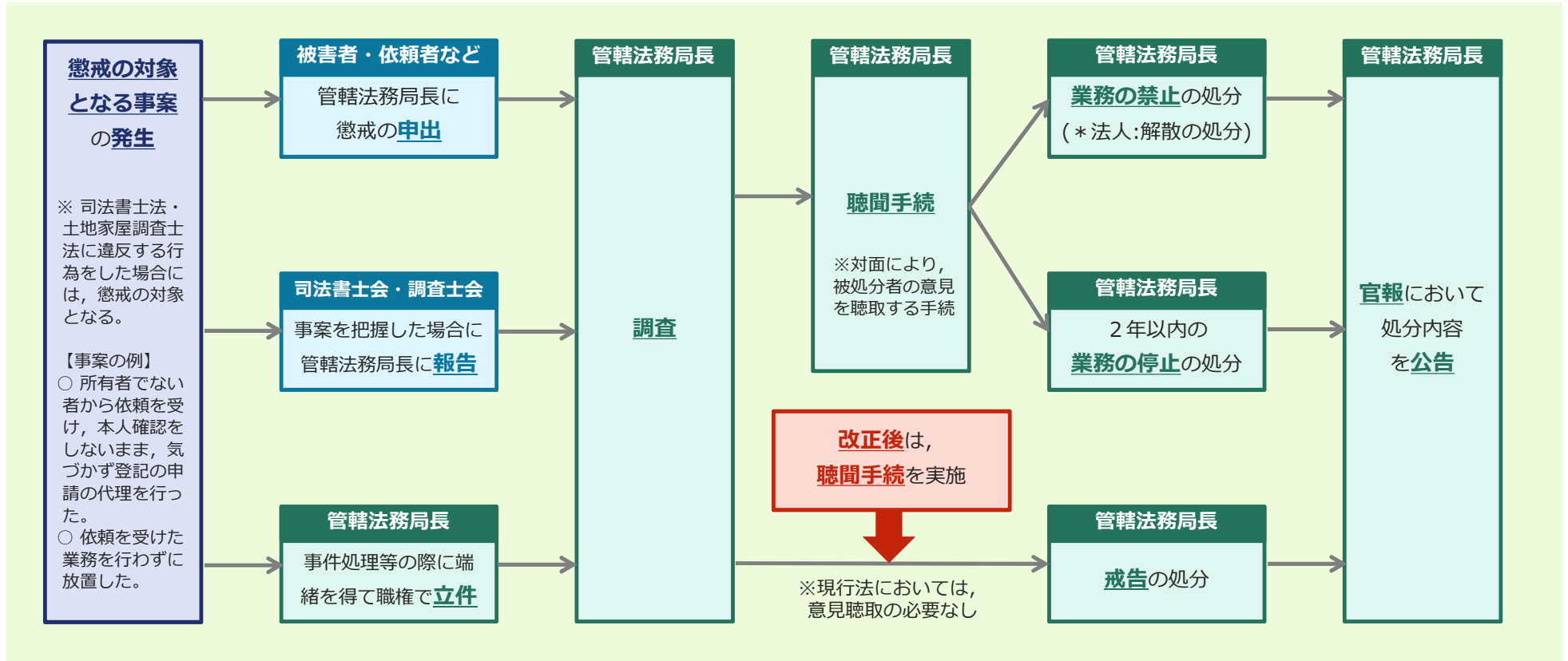
- ✓ 筆界特定制度は、筆界(一筆の土地と他の土地との境界線)の位置について、筆界特定登記官が簡易迅速に判断を示す制度。
- ✓ 土地家屋調査士は、**筆界調査委員**としても活躍。

★筆界が明らかでないことを原因とするADR手続の代理等

- ✓ 法務大臣の認定を受けた土地家屋調査士(5,509人)は、弁護士との共同受任により、ADR手続の代理を行うことができる(H17~)。
- ✓ 全国50の土地家屋調査士会が「境界問題相談センター」を開設し、うち24会が法務大臣の認証を受けている。

▶▶▶ 沿革





※ **管轄法務局長** ……司法書士・司法書士法人・土地家屋調査士・土地家屋調査士法人の事務所の所在地を管轄する法務局・地方法務局の長のこと。

改正後は、管轄法務局長が行っている事務は、**法務大臣**が実施することとする。
ただし、改正後も、法務省令で定めるところにより、事実の調査等一部の権限については、法務大臣の一元的な指揮の下、必要に応じて全国の法務局長が行使することも可能とする。